

テラヘルツシステム応用推進協議会入会審査基準

平成 28 年 1 月 12 日

テラヘルツシステム応用推進協議会 幹事会

(目的)

第 1 条 この基準は、テラヘルツシステム応用推進協議会（以下「本協議会」という）規約第 11 条に基づき、入会希望者に対する幹事会による審査に関する事項を定める。

(審査内容)

第 2 条 幹事会は、入会希望者から提出された申込書等をもとに以下の観点で入会の審査を行う。

1. 本協議会の活動に貢献すると認められること
2. 日本国の法人（個人会員を含む）であり、参加者は日本に居住していること

附則

この規程は、平成 28 年 1 月 12 日から施行する。